

電気用品の技術基準の解説の見直し依頼票

現状解説（解説本 第14版 583ページ）	見直し案
<p>別表第八 2項 (21) 電気消毒器の解説</p> <p>1. 本項は、電気消毒器に関する個別規定を定めたものである。</p> <p>2. ハ項(イ)の、「木台の上に置く」とは、壁掛け形のものにあつては、木台の通常の使用状態に取り付けることをいう。</p> <p>3. ハ項(ロ)の、「容器」とは、レンズケース等を含む(以下ニにおいて同じ。)</p>	<p>別表第八 2項 (21) 電気消毒器の解説</p> <p>1. 本項は、電気消毒器に関する個別規定を定めたものである。</p> <p>2. ハ項(イ)の、「木台の上に置く」とは、壁掛け形のものにあつては、木台の通常の使用状態に取り付けることをいう。</p> <p>3. ハ項(ロ)の、「容器」とは、レンズケース等を含む(以下ニにおいて同じ。)</p> <p>4. <u>ハ項(ロ)の、「容器に入れた水が半分ない。」とは、「容器に入れた水が半分に減少するごとに減少した量に等しい量の沸騰水を加えなければならない。」ことをいう。</u></p>

別表第八 2項 (21) 電気消毒器の解釈

(21) 電気消毒器 (解説1)

イ ～ロ項 省略

ハ 平常温度上昇

次の(イ)から(へ)までに掲げる試験条件において試験を行い、この間の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。

(イ) 試験品は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置く (解説2) こと。

(ロ) 容器 (解説3) を有するものにあつては、その容器には、容器の定格容量（定格容量の表示がないものにあつては、容器の容量の約80%。以下ハにおいて同じ。）の水を入れること。この場合において、容器に入れた水が半分ない。 (解説4)

(ハ) 自動温度調節器（温度過昇防止装置として使用するものを除く。以下ニにおいて同じ。）又は自動スイッチ（温度過昇防止装置として使用するものを除く。以下ハ及びニにおいて同じ。）を有するものにあつては、これらの動作温度を最高温度にセットすること。

(ニ) 自動スイッチ及びタイムスイッチを有しないものにあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで加えること。

(ホ) 自動スイッチを有するものにあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を自動スイッチが動作するまで（自動スイッチの動作時間が30分未満のものにあつては、自動スイッチが動作した後最初の試験状態に戻して、さらに自動スイッチが動作するまで）又は各部の温度上昇がほぼ一定となるまで加えること。

(へ) 運転をすべて停止するタイムスイッチを有するものにあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧をタイムスイッチが最大の時間動作するまで（タイムスイッチの最大の動作時間が30分未満のものにあつては、タイムスイッチが動作した後最初の試験状態に戻して、さらにタイムスイッチが最大の時間動作するまで）又は各部の温度上昇がほぼ一定となるまで加えること。

ニ 項以降 省略